

一般社団法人 日本神経科学学会 会員種類及び会費細則

令和 5 年 4 月 1 日制定

令和 8 年 6 月 29 日改定（令和 9 年 1 月 1 日より施行）

（目的）

第 1 条 この細則は、定款第 5 条の「会員の種類」、第 7 条の「入会」、第 8 条の「会費」の規定に基づき、必要な規程を定める。

（会員の種類）

第 2 条 この法人には、次の種類の会員を置く。

- （1）正会員：神経科学及び関連分野の研究に従事し、この当法人の趣旨に賛同して入会した者
正会員のうち、~~居住地または~~属性により以下の種類を選択できる。
~~① 海外正会員：正会員のうち海外に居住している者~~
② 若手会員：学生会員であった者が大学院又は大学等に在籍しなくなってから 5 年以内の者
~~③ 海外若手会員：若手会員のうち海外に居住している者~~
- （2）学生会員：大学院又は大学等に在籍して神経科学及び関連分野を専攻又は学修し、この当法人の趣旨に賛同して入会した者
~~学生会員のうち、居住地により以下の種類を選択できる。~~
~~海外学生会員：学生会員のうち海外に居住している者~~
- （3）シニア会員：65 歳以上の正会員のうち、15 年以上の正会員歴を有し、会費の未納がない者
- （4）名誉会員：この当法人の理事長（法人化前の任意団体における会長を含む。）、大会長又は機関紙編集主幹を務めた経験を持つ 65 歳以上の会員
- （5）賛助会員：この当法人の活動に関心を有し、支援する個人又は団体

（入会金）

第 3 条 この法人の会員となろうとする者は、会員の種別により次の入会金を納入しなければならない。

- （1）正会員 金 3,000 円
- （2）学生会員 金 3,000 円
- （3）賛助会員 金 0 円

（会費）

第 4 条 会員（名誉会員を除く）は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

- （1）正会員 金 10,000 円
ただし若手会員は 6,000 円とする。
~~① 海外正会員 金 5,000 円~~
~~② 若手会員 金 6,000 円~~
~~③ 海外若手会員 金 3,000 円~~

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| (2) 学生会員 | 金 3,000 円 |
| —— 海外学生会員 —— | 金 1,000 円 |
| (3) シニア会員 | 金 5,000 円 |
| (4) 賛助会員 | 金 100,000 円 (一口につき) |

(会費の納期)

第 5 条 会員は、毎年 ~~12~~3 月 31 日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(会員の特典等)

第 6 条 第 2 条に定める会員の種類により、別紙のとおりの特典及び制限を受ける。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

会員種類及び会費細則 別紙（2023 年 1 月 6 日現在）

会員種別		入会		年会費	会員メール 受信	会員サイト アクセス権	NSR Science Direct アクセス権	入会希望者 推薦権	評議員選挙		理事選挙		年次大会		
		入会時 選択	入会金						選挙権	被選挙権	選挙権	被選挙権	参加費	演題発表	懇親会費
正会員	（国内）正会員	可	¥3,000	¥10,000	あり	あり	あり	あり	あり	あり	評議員 のみ	評議員 のみ	有料	可	有料
	海外正会員	可	¥3,000	¥5,000	あり	あり	あり	あり	あり	あり	評議員 のみ	評議員 のみ	有料	可	有料
	（国内）若手会員	不可		¥6,000	あり	あり	あり	なし	あり	あり	評議員 のみ	評議員 のみ	有料	可	有料
	海外若手会員	不可		¥3,000	あり	あり	あり	なし	あり	あり	評議員 のみ	評議員 のみ	有料	可	有料
学生会員	（国内）学生会員	可	¥3,000	¥3,000	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし	有料	可	有料
	海外学生会員	可	¥3,000	¥1,000	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし	有料	可	有料
シニア会員		不可		¥5,000	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし	無料	不可	有料
													*演題発表する場合 正会員として有料登 録		
名誉会員		不可		¥0	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし	無料	不可	無料
													*演題発表する場合 正会員として有料登 録		
賛助会員		可	¥0	¥100,000	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし	有料	可	有料

会員種類及び会費細則 別紙（続き）

- ・ 会員（名誉会員を除く）がひきつづき 2 年以上会費を支払わない時はその資格を失う。
- ・ 正会員が新入会員の推薦をするためには、当該年度を含む直近 2 年間の会費を納入していなければならない。
- ・ 会員はライフイベントによる研究の中断次期（産休、育休、介護休暇、病氣療養等）に際して休会届を提出し本会の承認を得た上で、1 年間休会することができる。休会中は会費の支払いを免除されるが、会員としての権利は停止される。
- ・ 休会中の会員は、休会終了年度の 2 月末までに再度休会届を提出し承認を得ることによって、1 年ずつ最大 5 年まで休会を延長することができる。再度の休会手続きがない場合は退会となる。
- ・ 休会から復帰する場合には復帰届を提出する。復帰に際しては、正会員による推薦ならびに再入会費は必要としない。
- ・ 一度退会した会員の再入会に際しては、再入会金 3,000 円と、会員資格に合致した年会費を支払うものとする。但し、再入会に際しては正会員による推薦は必要としない。
- ・ 再入会した正会員は当該年度において新入会員推薦資格を有する。
- ・ 学生会員が高校生相当以下の場合には、入会金と年会費は免除する。
- ・ 学生会員は、更新手続き期間内に学生会員の資格を有することを確認できる公的証明書の写しを当法人に提出し、学生会員の更新を行わなければならない。
- ・ 学生会員であった者がその資格を喪失後、あるいは学生会員として更新を行わなかった場合には、5 年間に限り若手会員、~~海外若手会員~~として登録される。
- ・ 正会員は 65 歳になる年度の翌年から本人の申し出に基づきシニア会員に移行することができる。
- ・ 名誉会員の資格を有する正会員は、65 歳になる年度の翌年から学会からの依頼に応じて名誉会員に移行することができる。
- ・ 世界銀行が発表している GNI per Capita (一人当たり国民総所得) を指標とした「low-income countries」に居住する者は、本人からの申し出に応じて、入会金と年会費は免除（返金）する。